

平成 31 (2019) 年度の地域医療構想の推進に関する取組について

1 県単位の地域医療構想推進委員会の設置について

(1) 経緯

厚生労働省から平成 30 年 6 月 22 日付けで「地域医療構想調整会議の活性化に向けた方策について」(以下「国通知」という。参考資料 4) が発出され、地域医療構想調整会議における議論活性化のための取組として、都道府県単位の地域医療構想調整会議の設置が示された。

(2) 名称及び位置付け

名称は、愛知県地域医療構想推進委員会(仮称)とする。

愛知県地域医療構想推進委員会(仮称)では、各構想区域の地域医療構想推進委員会の運用に関することや、抱える課題の解決に関すること等について協議を行い、各構想区域の推進委員会の議論が円滑に進むよう支援を行う。

(3) 協議内容(案)

国通知を踏まえ、愛知県地域医療構想推進委員会(仮称)では、以下の内容について情報共有を中心とする事項を協議する。

- ①各構想区域における地域医療構想調整会議の運用に関すること(地域医療構想調整会議の協議事項、年間スケジュールなど)
- ②各構想区域における地域医療構想調整会議の議論の進捗状況に関すること(具体的対応方針の合意の状況、再編統合の議論の状況など)
- ③各構想区域における地域医療構想調整会議の抱える課題解決に関すること(参考事例の共有など)
- ④病床機能報告等から得られるデータの分析に関すること(定量的な基準など)
- ⑤構想区域を超えた広域での調整が必要な事項に関すること(高度急性期の提供体制など)

(4) 開催回数

原則、年 2 回(6 月頃、12 月頃)の開催とする。

2 地域医療構想アドバイザーの活用について

(1) 本県の地域医療構想アドバイザー

公益社団法人愛知県医師会 理事 伊藤 健一氏

(2) 就任期間

平成 30 年 8 月 31 日から平成 31 年 8 月 30 日まで

(厚生労働省より平成 30 年 8 月 30 日付けで就任依頼)

(3) 活動内容

- ・地域医療構想の進め方に関する助言
- ・各構想区域の地域医療構想推進委員会及び病院団体協議会への助言 等

3 各構想区域の地域医療構想推進委員会について

今年度に引き続き、以下の取組を始めとした協議を進めることとする。

(1) 具体的対応方針(役割等)について

個別の医療機関ごとの具体的対応方針について、協議を行う。

(2) 民間病院等の事業計画について

開設者の変更を含め構想区域において担うべき役割や機能を大きく変更する民間病院等については、公的医療機関等 2025 プランに準じた事業計画を提示した上で、協議を行い合意を得る。

(3) 非稼働病棟を有する医療機関への対応について

各構想区域ごとに決定した方針に基づいて、非稼働病棟を有する医療機関への対応に取り組む。